

兵庫教育大学教育実習総合センター実地教育担当者会議内規

〔平成26年3月13日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫教育大学教育実習総合センター規則（平成25年規則第2号）第12条第2項の規定に基づき、兵庫教育大学教育実習総合センター実地教育担当者会議（以下「担当者会議」という。）の構成及び運営等について定める。

(構成)

第2条 担当者会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育実習総合センター長（以下「センター長」という。）
 - (2) 教育実習総合センターの兼務教員
 - (3) 教育実習総合センター学校教育学部実地教育支援部門に所属するコーディネーターのうち、客員教授又は客員准教授の称号を付与された者
 - (4) 附属学校園の教諭 各3人
 - (5) その他センター長が指名した者
- 2 前項第4号に規定する構成員の任期は、1年とし、同項第5号に規定する構成員の任期は、構成員として指名された日から同項第4号に規定する構成員の任期の終期までとする。ただし、欠員を生じた場合の後任の構成員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による構成員は、再任されることができる。

(議長)

第3条 担当者会議に議長を置き、前条第1項第1号に規定するセンター長をもって充てる。

2 担当者会議は、議長が招集する。

(所掌事項)

第4条 担当者会議は、実地教育を円滑に実施するための連絡調整を行う。

(構成員以外の者の出席)

第5条 担当者会議は、必要があると認めるときは、担当者会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 担当者会議に関する事務は、教育研究支援部教育支援課が処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。